出願から入学までの流れ

当養成所通信課程は課題レポートとスクーリング受講，必要な方は実習を行い，修了後に社会福祉士受験資格を得ることのできる養成所です。

当養成所は厚生労働省の指定を受けた社会福祉士一般養成施設です。指定科目について出題テーマに対する自分の考えを小論文にまとめて提出し，社会福祉士受験資格を取得することを目的としています。修業期間中はこの課題レポート作成が主な学習になると思いますが，働きながらでも短い時間でこなせるようサポートいたしますので，ご安心ください。

募集要項 1 修了後得られる資格

当養成所は社会福祉士国家試験の受験資格を取得できる社会福祉士一般養成施設です。卒業後，社会福祉士の国家試験に合格し，登録することにより社会福祉士の資格を取得することができます。

当養成所を卒業後，社会福祉士国家試験に合格し登録をすれば社会福祉主事の有資格となります。公務員として福祉事務所に勤務することで，社会福祉主事を名乗ることができます。

募集要項 2 入学資格と提出書類，実習について

当養成所に入学するには，「社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則」（昭和62年厚生省令第50号）第６条第１号に定めるいずれかに該当することが必要です。具体的な入学資格は，以下の表をご覧ください。大学・短大，専門学校等の範囲については15ページ，実務経験の対象となる施設・事業，職種は別紙をご覧ください。実務経験が１年以上の方（入学資格１−２，２，３，４に該当する方）は施設実習が免除されます。

社会福祉士国家試験

社会福祉士養成所　通信課程

	入学資格 1-1	入学資格 1-2	入学資格 2	入学資格 3	入学資格 4
	大学等（4年）（平成24年３月末までに卒業見込及び卒業者）	実務経験1年※ / 大学等（4年）（平成24年３月末までに卒業見込及び卒業者）	実務経験1年※ / 短大・専門学校等（3年）（平成24年３月末までに卒業見込及び卒業者）	実務経験2年※ / 短大・専門学校等（2年）（平成24年３月末までに卒業見込及び卒業者）	実務経験4年※
大学等，短大・専門学校等の学部学科は問いません。	学校教育法に基づく大学を卒業した者，又はこれに準ずる者として厚生労働省令で定める者	学校教育法に基づく大学を卒業した者，又はこれに準ずる者として厚生労働省令で定める者	学校教育法に基づく3年制の短期大学を卒業した者 ・修業年限3年の短期大学 ・専修学校の修業年限3年以上の専門課程 ・大学に入学することのできる者を入学資格とし，修業年限3年以上の各種学校　など	学校教育法に基づく2年制の短期大学，又は高等専門学校を卒業した者 ・短期大学 ・専修学校の修業年限2年以上の専門課程 ・大学に入学することのできる者を入学資格とし，修業年限2年以上の各種学校　など	

提出書類（推薦・一般共通）						
	施設実習	およそ４週間（180時間）	実習は免除されます			
必須	入学願書	○	○	○	○	○
必須	小論文	○（課題１ 課題２）	○（課題１）	○（課題１）	○（課題１）	○（課題１）
必要な方のみ	実務経験申告書	×	○	○	○	○
必要な方のみ	実務経験証明書	×	○	○	○	○
必要な方のみ	卒業証明書	○ 注1	○ 注1	○ 注1	○ 注1	×

注１：大学・短大・専門学校等を卒業された方で実務経験4年以上の方は卒業証明書は必要ありません。
（※卒業証明書，または卒業証書のコピーでは代用できません。）

※実務経験申告書，実務経験証明書，卒業証明書は見込で出願できます。
平成24年３月卒業見込証明書で出願した方は，入学後，卒業証明書を提出していただきます。
実務経験年数は平成24年３月31日までに規定の年数を満たす必要があります。
出願時点で規定年数を満たさない場合は，見込として出願してください。入学後に書類を再提出していただきます。

以下は，ご提出いただく書類等の説明です。卒業証明書以外は，この冊子綴じ込みまたは同封の当養成所指定用紙をお使いください。黒のボールペン等（鉛筆は不可）で正確に記入してください。訂正する時は，二重線で訂正してください。修正液は使用しないでください。

卒業見込証明書や，実務経験申告書および実務経験証明書を見込で提出された方は，入学後証明書等をさしかえていただきます。なお，ご提出いただいた出願書類は返却できませんのでご了承ください。出願書類は，http://www.nissoken.com/syafuku/nagare/index.htmlからダウンロードすることもできます。

小論文→16ページ

- 用紙に書かれている課題について，小論文を書いて出願書類に同封してください。原稿用紙は資料に同封しています。
- パソコンなどで作成した場合は，A4サイズの用紙に印刷していただき，氏名や課題テーマを記入して提出してください。

入学願書→17ページ

- 現在の姓が，卒業証明書に書かれた姓と異なっている方は，旧姓も記入してください。

連絡用封筒→同封の専用封筒

- 合否通知用です。宛名に，確実に受け取れる住所を記入し，80円切手を貼付してください。

実務経験申告書→19ページ

- 出願される方ご本人がお書きください。
- 実務経験は，別紙に書かれた「実務経験の対象となる施設・事業・職種」に該当するものだけが認められます。施設・事業種類と職種名は，別紙の表から該当するものを選んで記入してください。
- 入学資格１−１の方は不要です。

実務経験申告書を訂正した時は，申告者の訂正印を押印してください。

実務経験証明書→21ページ

- 勤務している（していた）施設・機関から証明を受けてください。入学資格で求められている期間（１〜４年）の証明が必要です。複数の施設・機関からの証明または複数の期間・職種での証明が必要な方は，21ページの用紙をコピーし，実務経験証明書を複数枚に分けて証明を受けてください。
- 実務経験は，別紙に書かれた「実務経験の対象となる施設・事業・職種」に該当するものだけが認められます。別紙の表から該当する施設・事業種類と職種名を選んで記入してください。
- 入学資格１−１の方は不要です。

実務経験証明書を訂正した時は，証明者の公印で訂正印を押印してください。

入学申込時の提出書類に記載された学歴や実務経験・職種などが事実と異なった場合は，本課程を修了しても国家試験の受験資格が得られなかったり，資格取得後でも資格を剥奪されたりする場合もありますので十分注意してください。

卒業証明書

- 11ページの入学資格1−1,1−2,2,3に該当する方は，６ヵ月以内に発行された卒業（見込）証明書を送付してください。卒業（見込）証明書は卒業された（見込の）学校に請求してください。平成24年３月卒業見込証明書を提出された方は，当養成所入学後に卒業証明書の提出が必要となります。入学資格４に該当する方は不要です。

卒業証書またはそのコピーは卒業証明書として認められません。

募集要項 3 出願の締切日

同封の出願用封筒に，出願書類をすべて同封して，郵便局窓口から簡易書留でご送付ください。

推薦入学は，当養成所の講師・在校生・卒業生・実習先施設長などの推薦のある場合で，当養成所のみの出願に限ります。実務経験があり，学習意欲の高い方を選考します。募集は５次まで行う予定ですが，**定員になり次第，締め切らせていただくこともございますので，お早めにご出願ください。**

推薦入学は	平成23年10月31日（月）必着
１次募集締切は	平成23年11月30日（水）必着
２次募集締切は	平成23年12月23日（金）必着
３次募集締切は	平成24年１月31日（火）必着
４次募集締切は	平成24年２月29日（水）必着
５次募集締切は	平成24年３月30日（金）必着

※上記以降のご出願についてはお問い合わせください。

募集要項 4 入学選考料

選考料は5,000円です。同封の払込取扱票を使い郵便局の窓口または自動預払機（ATM）で5,000円をお支払いください。払込金受領証は原紙を入学願書に貼付してください。ATMで払込をしたときは，ご利用明細票を貼付してください。払込金受領証，ご利用明細票は返却いたしませんので必要な方はコピーしてください。ご希望に応じて領収証を発行いたします。また，出願受理後の返金はできませんのでご了承ください。

募集要項 5 入学審査・合格発表

入学選考は，書類審査と小論文で行います。合格発表は審査の上，前記出願締切後20日前後で，出願者へ郵送にて通知いたします。電話での合否の確認は受け付けられません。審査後はいかなる場合も書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

募集要項 6 入学手続き・学費の納付

合格者には合格通知書と学費の納付通知書をお送りします。指定の納付期日までに学費を指定の銀行口座にご入金ください。ご入金は，当養成所よりお送りする振込用紙をご利用ください。以上をもって入学手続きが完了します。指定期日までにご入金がない場合，入学資格を失うことがありますのでご注意ください。学費は以下のとおりです。ご入金が期日より遅れる場合は，一度ご連絡ください。

入学資格1−2，2〜4
（施設実習が不要な方）

①入学金	10,000円
②授業料（1年9ヵ月分）	170,000円
③スクーリング代	90,000円
合計	270,000円

（消費税込）

入学資格1−1
（施設実習が必要な方）

①入学金	10,000円
②授業料（1年9ヵ月分）	170,000円
③スクーリング代	90,000円
④実習料	120,000円
合計	390,000円

（消費税込）

募集要項 7 国の教育ローン（日本政策金融公庫：旧 国民生活金融公庫）

「国の教育ローン」に関するお問い合わせ・お申し込み先は合格通知に同封してお送りします。融資まで1ヵ月以上かかる場合もありますので，ご希望の方はお早めに手続きをしてください。

「国の教育ローン」は本養成所に入学・在学される方本人，保護者，配偶者が融資対象者になります。融資の対象として，入学時の納付金のほか入学後の教材，パソコン代およびスクーリングの費用など（最大200万円まで）にお使いいただけます。元金27万円，返済期間15年，利率2.6％ですと月々2,000円程度の返済になります。

※日本政策金融公庫の代理として銀行などの金融機関でも申し込み受付をしておりますが，全国の日本政策金融公庫の支店窓口に直接お申し込みください。
融資までの流れ，手続きの方法，必要書類については下記にお問い合わせください。

「国の教育ローン」のお問い合わせ先　http://www.jfc.go.jp/

日本政策金融公庫　教育ローンコールセンター　0570−008656（ハローコール）

○営業時間　月〜金9：00〜21：00　土曜日9：00〜17：00
※日曜日，祝日，年末年始（12月31日〜1月3日）はご利用いただけません。

○サービス内容
・「国の教育ローン」の制度内容や申込み手続きなどに関するご相談
・借入申込書，パンフレットなどのご請求の受付

○全国から市内通話料金でご利用いただけます。
※ご利用いただけない番号（公衆電話，IP電話，PHS，CATV電話など）からは，03(5321)8656におかけください。

入金猶予期間があります　国の教育ローンを申し込まれた方で，学費の納付期日までに融資が実行されない場合は，申し込み時より1ヵ月程の学費の入金猶予期間を設けております。詳細についてはお問い合わせください。

募集要項 8 厚生労働省 教育訓練給付金指定講座（平成23年８月現在）

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者），または一般被保険者であった方（離職者）が，厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合，受講修了日から１ヵ月以内にハローワークに支給申請を行えば，支払った受講料（１年分に相当する額）の20％（上限10万円）を受給することができる制度です。この制度を利用するには，雇用保険の被保険者期間が３年以上，給付が初回の場合は１年以上必要です。給付金の受給資格の有無等については必ず事前にお近くのハローワークでご確認ください。

また，この制度を利用する方には，修了後に養成所から必要書類をお渡し致します。ご出願時に本人確認ができる運転免許証や健康保険被保険者証，住民票などのいずれかの書類のコピーを願書の所定の位置に貼付する必要がございます。

募集要項 9 推薦テキスト（別売です。学費には含まれません）

当養成所では，各自で必要と判断された方のみテキストをご用意いただきます。下記の書籍を推薦テキストとして斡旋しており，それぞれの価格等を紹介させていただきますので，必要と思われる方は購入してください。なお，テキストに関する詳しいご案内および申込書はご入学後の４月以降にご通知させていただきます。また，改訂等により価格が変わることがございますのでご了承ください。

●中央法規出版テキスト

基本テキスト**「新・社会福祉士養成講座」**全21巻
編集：社会福祉士養成講座編集委員会,中央法規出版
B5判,セット定価 50,610円（税込）
➡特別頒布価格 45,549円（税込,送料サービス）

実習テキスト**「社会福祉士相談援助実習」**
※実習を受けられる方のみ必要です。
編集：中央法規出版
B5判,並製,338ページ,定価 2,730円（税込）
➡特別頒布価格 2,457円（税込,送料サービス）
※お支払：振込

募集要項 10 教材

オリエンテーションガイド，課題テーマ集，レポート用紙，課題レポート提出用封筒などを学費の納付がお済みの方に，平成24年３月下旬にお送り致します。学習を始められる前に，よくお読みください。

募集要項 11 免除科目

ほかの大学および専門学校等で社会福祉士養成課程の科目に相当する科目を履修された方は，成績証明書（履修された学校の様式で可）を提出してください。後日，免除科目のご案内を送らせていただきます。教育内容が同等であると判断されれば，当養成所での科目を免除いたします。ただし，免除科目数は上限８科目までです。なお，実習と現場実習指導およびスクーリング（相談援助演習）は免除にはなりません。また，科目免除による授業料の減免はございませんので予めご了承ください。

養成施設の入学資格を取得できる大学等の範囲

養成施設を卒業（修了）して，受験資格を取得する場合の，養成施設の入学資格を取得できる大学等の範囲は次のとおりです。（**入学資格の１～３関連**）

（1）大学の範囲　法第７条第３号 施行規則第１条第３項

※学部学科は問いません。

学校など種類	適　用	
大学	日本の学校教育法に依拠した大学に限ります。	学校教育法 旧大学令
大学院への飛び入学		学校教育法
大学院		
専修学校	修業年限4年以上の専門課程	
大学評価・学位授与機構	学士，修士又は博士の学位を授与された者	独立行政法人大学評価・学位授与機構法 旧国立学校設置法
高等師範学校	専攻科	旧高等師範学校規程
高等師範学校 女子高等師範学校	修業年限１年以上の研究科	旧師範教育令
中学校 高等女学校		旧中等学校令
専門学校	旧専門学校入学者検定規程による者を入学資格とするもの 修業年限５年以上	旧専門学校令
専門学校研究科	修業年限１年以上（修業年限４年以上の専門学校に置かれるもの）	
防衛大学校 防衛医科大学校		防衛省設置法
水産大学校		独立行政法人水産大学校法 農林水産省組織令
水産講習所		旧水産庁設置法
海上保安大学校		国土交通省組織令 海上保安庁法
職業能力開発総合大学校	長期課程	職業能力開発促進法
職業訓練大学校	長期指導員訓練課程	旧職業訓練法
	長期指導員訓練課程	新職業訓練法
	長期課程	旧職業能力開発促進法
中央職業訓練所	長期指導員訓練課程	旧職業訓練法
職業能力開発大学校	長期課程	職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律による改正前の職業能力開発促進法
気象大学校	大学部卒業者	国土交通省組織令

（2）３年制短期大学等の範囲　法第７条第６号 施行規則第１条第６項

※学部学科は問いません。

学校など種類	適　用	
短期大学	修業年限３年 夜間授業を行う学科又は通信教育の学科を除く。	学校教育法
高等学校 中等教育学校 特別支援学校（旧 盲学校，聾学校，養護学校）	専攻科 修業年限３年以上 夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く。	
専修学校	修業年限３年以上の専門課程 夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く。	
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの 修業年限３年以上 夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く。	
職業能力開発総合大学校	訓練期間３年以上の専門課程	職業能力開発促進法
	応用課程	
職業能力開発大学校	訓練期間３年以上の専門課程	
	応用課程	
職業能力開発短期大学校	訓練期間３年以上の専門課程	
職業訓練短期大学校	訓練期間３年以上の専門課程	旧職業能力開発促進法

（3）２年制短期大学等の範囲　法第７条第９号 施行規則第１条第９項

※学部学科は問いません。

学校など種類	適　用	
短期大学		学校教育法
高等専門学校		
高等学校 中等教育学校 特別支援学校（旧 盲学校，聾学校，養護学校）	専攻科 修業年限２年以上	
専修学校	修業年限２年以上の専門課程	
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの 修業年限２年以上	
職業能力開発総合大学校	専門課程	職業能力開発促進法
職業能力開発大学校		
職業能力開発短期大学校		
職業訓練短期大学校	専門訓練課程	新職業訓練法
	特別高等訓練課程	
	専門課程	旧職業能力開発促進法